

王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 53 号)

改正	昭和 39 年 9 月 26 日	昭和 57 年 6 月 26 日		平成 9 年 6 月 26 日	条例第 5 号
	昭和 43 年 7 月 15 日	昭和 61 年 6 月 26 日		平成 10 年 6 月 24 日	条例第 13 号
	昭和 49 年 9 月 27 日	昭和 63 年 6 月 22 日		平成 11 年 6 月 15 日	条例第 9 号
	昭和 50 年 6 月 24 日	平成元年 6 月 28 日		平成 12 年 6 月 27 日	条例第 27 号
	昭和 51 年 7 月 7 日	平成 3 年 6 月 11 日		平成 12 年 12 月 14 日	条例第 33 号
	昭和 52 年 6 月 22 日	平成 4 年 6 月 22 日	条例第 18 号	平成 13 年 6 月 27 日	条例第 13 号
	昭和 53 年 5 月 15 日	平成 5 年 6 月 24 日	条例第 11 号	平成 14 年 6 月 27 日	条例第 20 号
	昭和 54 年 6 月 19 日	平成 6 年 9 月 20 日	条例第 13 号	平成 15 年 6 月 25 日	条例第 29 号
	昭和 55 年 7 月 14 日	平成 7 年 6 月 20 日	条例第 10 号	平成 16 年 6 月 22 日	条例第 49 号
	昭和 57 年 3 月 12 日	平成 8 年 6 月 20 日	条例第 18 号	平成 17 年 6 月 29 日	条例第 74 号

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 15 条の 8 の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第 2 条 退職報償金は、消防団員として 5 年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第 3 条 階級は退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が 1 年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が 1 年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第 4 条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が 1 年に満たない場合における当該期間についてはこの限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第 4 条の 2 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第 5 条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲

げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

（遺族からの排除）

第 5 条の 2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を死亡させた者

（退職報償金支給の制限）

第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか退職報償金を支給することが不相当と認められる者

（退職報償金支給の時期）

第 7 条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

（支給手続）

第 8 条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

（委任規定）

第 9 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日以降において退職した非常勤消防団員について適用する。

附 則（昭和 43 年 7 月 15 日）

（施行期日）

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

第 2 条 改正後の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は昭和 43 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員についてはなお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

第 3 条 昭和 43 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は新条例に基づく退職報償金の額の内払いとみなす。

附 則（昭和 49 年 9 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

第 2 条 改正後の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

第 3 条 昭和 49 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（昭和 50 年 6 月 24 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 50 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 51 年 7 月 7 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 51 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 52 年 6 月 22 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 52 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 53 年 5 月 15 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 53 年 4 月 1 日から、この条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 54 年 6 月 19 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 7 月 14 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」とい

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

う。)別表の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和 55 年 4 月 1 日からこの条例の施行の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 57 年 3 月 12 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお、従前の例による。

附 則（昭和 57 年 6 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに別表の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 57 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 61 年 6 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和 61 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（昭和 63 年 6 月 22 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条及び第 8 条の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前

に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和 63 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給される改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成元年 6 月 28 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成元年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成元年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 3 年 6 月 11 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 4 年 6 月 22 日条例第 18 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 4 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 4 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 5 年 6 月 24 日条例第 11 号）

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 5 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 6 年 9 月 20 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 6 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 6 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 7 年 6 月 20 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 7 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 8 年 6 月 20 日条例第 18 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 9 年 6 月 26 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 9 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 10 年 6 月 24 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 10 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 11 年 6 月 15 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 11 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成 12 年 6 月 27 日条例第 27 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」とい

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

う。)別表の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成 12 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成 12 年 12 月 14 日条例第 33 号）

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

（経過措置）

- 第 2 条 この条例の施行前に各大臣等がした決定又は指定は、この条例の施行後は各大臣等がした決定又は指定とみなす。

附 則（平成 13 年 6 月 27 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 13 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成 14 年 6 月 27 日条例第 20 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 14 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成 15 年 6 月 25 日条例第 29 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」とい

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

う。)別表の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成 15 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則(平成16年6月22日条例第49号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 16 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成17年6月29日条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

第 10 編 防災・消防（王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

別表（第 2 条関係）

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤			
	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	18 年
	10 年 未 満	15 年 未 満	18 年 未 満	
団 長	187,000	292,000	407,000	488,000
副 団 長	177,000	277,000	377,000	440,000
分 団 長	172,000	266,000	361,000	421,000
副 分 団 長	162,000	251,000	336,000	390,000
班 長	152,000	231,000	306,000	354,000
団 員	142,000	212,000	282,000	327,000

務		年			
19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
515,000	542,000	579,000	616,000	653,000	690,000
461,000	482,000	517,000	552,000	587,000	622,000
441,000	461,000	487,000	517,000	547,000	577,000
408,000	426,000	452,000	482,000	512,000	542,000
370,000	386,000	408,000	434,000	460,000	486,000
342,000	357,000	379,000	401,000	423,000	445,000

数					
25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年以上
727,000	767,000	807,000	847,000	887,000	927,000
657,000	697,000	737,000	777,000	817,000	857,000
607,000	645,000	683,000	721,000	759,000	797,000
572,000	609,000	646,000	683,000	720,000	757,000
512,000	546,000	580,000	614,000	648,000	682,000
467,000	501,000	535,000	569,000	603,000	637,000